

「家畜伝染病予防法」の改正について

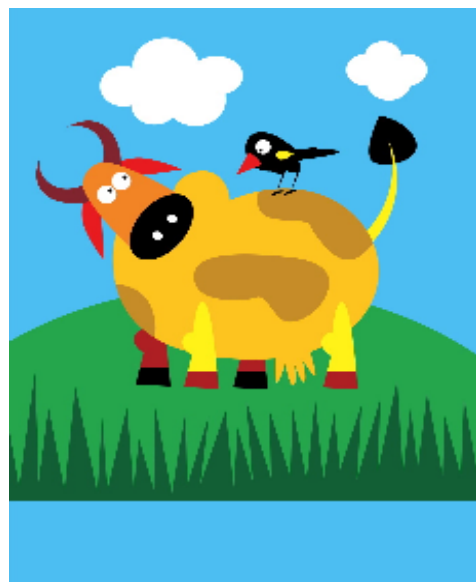
口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、家畜伝染病発生の予防や早期通報、迅速な初動防疫に重点が置かれ、今回の改正となりました。 (平成23年10月1日施行)

農家さんの家畜はもちろん、ペットなど個人で飼われている動物も対象になります！

次の動物を飼われている方に「毎年の報告」が義務づけられました！

○北海道への報告義務が必要な動物

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、
鶏（チャボなど）、あひる、うずら、きじ、
ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう



○報告する内容

- ① 飼っている家畜の種類と頭羽数
 - ② 畜舎、ふ卵舎の数
 - ③ 飼養衛生管理基準の遵守状況を自己チェックしたもの
 - ④ 衛生管理区域を示した平面図、埋却地に関する書類など
- ・ 毎年2月1日時点の状況を4月15日までに報告（家きんは6月15日まで）する
 - ・ 平成23年分は①及び②について10月1日現在の数を12月15日までに報告する
 - ・ 小規模所有者（牛、馬は1頭、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししは6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥は100羽未満、だちょうは10羽未満を飼養）は毎年①の報告のみ。

— この報告義務をおこたると罰則もあります！ —

【お問い合わせ及び詳細について】

北海道根室家畜保健衛生所

電話 0153-75-2439

(北海道根室振興局HP) <http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm>

羅臼町水産商工観光課

農林担当

電話 0153-87-2128